

実施公告

次のとおり公募を行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 7年 2月19日

契約事務受任者

名古屋市子ども青少年局長 佐藤 誠司

1 業務の概要

(1) 業務名

名古屋市高校生世代への学習・相談支援事業における大学進学等に向けたオンライン学習支援に関する業務

(2) 業務内容

「名古屋市高校生世代への学習・相談支援事業における大学進学等に向けたオンライン学習支援に関する業務委託事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）中、別紙1「名古屋市高校生世代への学習・相談支援事業における大学進学等に向けたオンライン学習支援に関する業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間及び履行期間

ア 契約期間

契約締結日（※）から令和 8年 1月31日まで

※ 事業実施準備に必要な期間を確保するため、令和 7年 5月中に契約締結予定。

イ 履行期間

令和 7年 6月 1日から令和 8年 1月31日まで

(4) 契約上限金額

22,654,104円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本公募に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体（以下「法人」という。）、法人を代表者とする複数の団体（法人格を有しないものも含む。）による共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）又は個人事業主であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとししない者であること。
なお、当該組合と組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。
- (7) 本件の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本件の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為

を行っていない者であること。

- (8) 本件の公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政処分を除く。）を受けてから 1年を経過しない者でないこと。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画課

子ども等の支援の推進担当

（名古屋市役所本庁舎 1階）

電話 052-972-3199 ファクシミリ 052-972-4204

メールアドレス a3199@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 本公募に係る実施要項等の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードすること。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

(3) 質問回答

実施公告及び募集要項等に対し質問しようとする者は、質問票（様式は募集要項を参照。）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

ア 受付場所

(1)に同じ

イ 質問期間

令和 7年 2月20日午前 9時00分から令和 7年 3月 5日午後 5時00分まで

ウ 回答期限

令和 7年 3月12日

エ 留意事項

- (ア) 質問に対する回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、調達情報サービスにおいて閲覧に供する。
- (イ) 質問に対する回答にあわせて募集要項の補足資料等が掲載されることがあるため、応募書類の提出前に調達情報サービスを必ず確認すること。
- (ウ) 上記(ア)に加え、質問者に対しては、個別に電子メールにより回答する。

(4) 応募書類の提出期間等

ア 提出場所

- (1) に同じ

イ 提出期間

令和 7年 3月13日午前 9時00分から令和 7年 3月21日午後 5時00分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1項に規定する本市の休日を除く。）

ウ 提出方法

持参

なお、全ての提出書類は、同一の方法により、かつ、同時に提出すること。

また、応募書類の確認をするため、前日までに(1) まで連絡のうえ、持参すること。

エ 提出部数

10部（正本 1部、副本 9部）

オ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出された応募書類は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (イ) 提出された応募書類は返却しない。
- (ウ) 次のいずれかに該当する応募書類は無効とする。

- a 参加資格を有しない者が提出した応募書類
 - b 記入事項を判読できない応募書類
 - c 虚偽の事項が記載された応募書類
 - d 契約上限金額を超過した金額を記載した応募書類
 - e 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した応募書類
 - f 上記イの提出期間内に提出されなかった応募書類
 - g その他本公告等に定める条件に違反した応募書類
- (エ) 上記イの提出期間経過後は、提出された応募書類の差替え又は再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (オ) 応募書類の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた応募書類と同様に取り扱う。
- (カ) 応募書類の著作権は提案者に帰属することとする。ただし、当該応募書類は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は応募書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (キ) 応募書類の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は応募者が負う。

4 提出書類及び作成に当たっての注意事項

(1) 提出書類

募集要項第 6条第 2項アのとおり

(2) 作成に当たっての注意事項

募集要項第 6条第 2項イのとおり

5 審査及び契約候補者の選定方法

提出された応募書類について、本市が選任する「名古屋市高校生世代への

学習・相談支援事業における大学進学等に向けたオンライン学習支援に関する業務委託事業者評価委員」が、応募者からのプレゼンテーションと質疑を伴うヒアリング審査を実施する。その結果、最も優れている応募者を契約候補者として選定し、契約に向けた手続きを行う。

なお、ヒアリング審査については、令和 7年 4月中旬に実施を予定しており、詳細は応募者に別途連絡する。

6 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 応募書類の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とする。

(5) 本公募の応募者が本市から受領した書類は、本市の承諾なく公表又は使用してはならない。

(6) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面（様式は自由。）により届出ること。

(7) 応募書類に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

(8) 契約内容の履行にあたり、応募書類に記載した提案内容について、契約候補者の都合による変更は原則として認めない。

(9) 契約内容の履行にあたっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(10) この契約において、談合その他の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関

する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(11) 談合情報が寄せられた場合は、本公募を中止することがある。

(12) 本件に係る契約は、令和 7年度における当該案件に係る予算の成立を条件とする。なお、当該予算が成立しなかった場合には、本公募を中止あるいは無効とする。その場合においても、応募書類の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とする。また、本市が特に必要と認めたことについては、予算の範囲内で仕様の追加・変更を行うことがある。

(13) その他詳細は、募集要項による。